

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間 令和6年11月15日（金）～令和6年12月14日（土）

(2) 資料等の閲覧・入手方法

①新発田市ホームページ

②資料の閲覧場所

ヨリネスしばた 1階、各支所（豊浦、紫雲寺、加治川）、イクネスしばた、ユウネスしばた児童運動センター、青少年健全育成センター

2 意見提出者数及び提出件数

提出者： 82人（通常のパブリックコメント39人、子どもパブリックコメント43人）

意見数：137件（通常のパブリックコメント80件、子どもパブリックコメント57件）

3 意見への対応状況

(1) 条例案に反映するもの： 8件（通常8件、子ども 0件）

(2) 既に記述済みのもの： 26件（通常4件、子ども22件）

(3) 逐条解説資料等に今後反映するもの： 1件（通常1件、子ども0件）

(4) 実施段階等で参考とするもの： 63件（通常55件、子ども8件）

(5) その他記述を変更しなかったもの： 38件（通常12件、子ども27件）

参考：12月8日に開催したしばた人権フェスティバルで行った意見募集で記載不備等のため意見が受理できなかったもの 101件

4 今後の予定

令和7年2月定例会に条例案を提案

5 主な意見の内容・対応

(1) 条例案に反映するもの

項目	意見の概要	市の考え方
前文	<p>条例案の「市内の子どもたちから次のような願いが届けられています。」「私たちは、城下町の歴史が感じられるお城や庭園、こころもからだも温まる温泉、のどかに広がる田園風景が大好きです。」</p> <p>「私たちは、ありのままの自分を大切にしたいと思っています。」</p> <p>上記について「願いが届けられ」とありますが、その下に続く文章は「思い」ではないでしょうか。「願い」であれば内容を変えて頂くなど、修正が必要ではないでしょうか。</p> <p>また、条文に「新発田市は、地域に愛着と誇りをもち」とありますが愛着や誇りは結果として生まれるものであります。条例等で記載し育むものでは無いと考えます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、前文の4段落目の「願い」を「思いや願い」に修正いたします。</p> <p>また、前文については、条例の基本的な考え方や市の目指すことものの姿を示すものです。</p>
前文	<p>前文にある『ありのままの自分』という言葉は『自分らしさを自他ともに認め合い（明るく朗らかな社会の実現のために）』に変更していただけますと幸いです。</p> <p>理由は、世間では人気のディズニー映画の影響を含めて『ありのまま』の理解が行き過ぎて『他者に迷惑をかけても自分の思うがままに押し通す』という意味に誤解されているように思います。</p> <p>そのため、その人の持つ生まれながらの個性を大切にしてほしいという願いを込めて『自分らしさ』に変えてほしいと考えています。</p> <p>カッコ内は、表記するかどうかお任せいたします。</p> <p>ぜひご検討のほど、よろしくお願いいいたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「ありのままの自分」という言葉は、条例を策定するにあたり、小学生から高校生、若者を対象にアンケート調査やワークショップを行い、幸せに暮らすことができるまちについて、その思いや意見を聴き、条例の前文に反映しているものです。</p> <p>子どもの権利は、全ての子どもが、生まれながらに有している基本的権利です。</p> <p>一方、ご意見のとおり、権利とは、自分の思うがままに、何でもできるということではありませんし、自分の決めたことや起こした行動には、責任が伴います。また、他者の権利とぶつかり合うこともあり、このような場合にはお互いの権利を尊重し、譲り合うことが求められます。</p> <p>「ありのままの自分」の7行前にも「ありのまま」という表現が</p>

		ありますが、こちらの「ありのまま」を「自分らしさ」に修正させていただきます。
前文 1条 3条	<p>・条文の内容は、逐条解説の8ページに記されている(こどもの権利)を活かそうとしたものになっているということはよく理解できますが、言葉としてはっきり「こどもの権利(の尊重、擁護)」というキーワードを明言することが大切と考えます。</p> <p>今はまだ世の中には「そんなことをして子どもが権利ばかり主張するようになっては困る」という偏見がたくさんあります。だからこそせつかく県内でも早くに制定する新発田市こそ、この条文でそれを払しょくする先駆けとなってはどうでしょうか?人権をしっかり学び、自分の権利が尊重されれば子どもは人の権利も尊重するようになります。子どもの力を信じましょう!</p> <p>・具体的には、「~幸せを感じるができなければなりません」を「~幸せを感じる権利を持っています」と変える。</p> <p>・「一人ひとりの個性を尊重し、~」を「一人ひとりの個性と権利を尊重し、~」と変えるのはどうでしょう。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>新発田市こども基本条例は、市におけるこども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上やこどもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものです。</p> <p>条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしております。</p> <p>ご意見につきまして、「一人ひとりの個性と権利を尊重し〜」「こどもの権利が尊重され、」を取り入れさせていただきます。</p>
1条	<p>この条例は「子どもの権利条約」を推進し根付かせるための条例と理解しています。「子どもの権利」というキーワードを総則第1条に入れてほしいです。</p> <p>例) この条約は「子どもの権利条約」の精神を活かし〜</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>新発田市こども基本条例は、市におけるこども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上やこどもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものです。</p> <p>こどもの権利の尊重は、大変重要と捉えており、条例の前文及び第3条に記載しています。なお、第1条に「こどもの権利が尊重され、」を加えさせていただきます。</p>

3条	<p>この条文も文面では、子どもは単なる保護の対象ではなく独立した権利の主体であるとした「子どもの権利条例」の趣旨とは異なり、文面全体からは「子どもは大人から守られ育てられる客体」という印象がぬぐえません。それはこの条例のどこにも「子どもの権利」という文言がないことにも象徴されていると思います。第3条(1)の最後の方に「こどもの有する権利」とあるのみです。それは制定の精神からするととても不自然なことではないでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>新発田市子ども基本条例は、市におけるこども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上やこどもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものです。</p> <p>「こどもの権利」という文言は、第1条に加えさせていただきます。</p>
5条	<p>保護者は「最も重要な責任があることを認識し〜」はきつすぎてプレッシャーを感じるのではないかと。権利条約18条の様に「第一義的責任を有する」としてはどうでしょう。</p> <p>又役割を果たすことを「自覚し」を「理解し」に変えてほしい。きつく、高圧的に感じます。</p>	<p>保護者の役割については、児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨にのっとり、規定しております。「最も重要な責任」という表現につきましては、児童の権利に関する条約にある「第一義的責任を有する」に修正いたします。</p> <p>また、子どもを取り巻く環境は厳しく、様々な困難がある中、保護者は自らの責任を自覚する必要があると考えています。</p>
10条	<p>ぜひ、この「新発田市子ども基本条例」の中の「安全で安心な環境整備」で、子どもたちを守るための環境整備の条文に「ソーシャルネットワークサービスなどネット上での権利侵害からも子どもを守る内容」を入れてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見を踏まえまして、第10条の規定中「危険な環境」を「危険な環境（ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他インターネットを通じた媒体によるものを含む。）」に修正いたします。</p>
10条	<p>「その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境」は、何を意味しているのか。こどもの権利条約に沿った規定及び施策を検討する必要がある。</p>	<p>「その他の子どもを取り巻く有害な又は危険な環境」の主なものは、SNS等を利用したソーシャルメディア問題であり、「危険な環境」を「危険な環境（ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他インターネットを通じた媒体によるものを含む。）」に修正いたします。</p> <p>新発田市子ども基本条例は、市におけるこども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る市の取組姿勢等を明らかにするとともに、市民意識の向上やこどもや子育て家庭を支援する気運醸成を図るために制定するものです。</p>

(2) 既に記述済みのもの (一部抜粋)

項目	意見の概要	市の考え方
3条 15条 16条	<p>施策と実施について</p> <p>新潟県子ども条例第2章基本的施策に記載されている「子どもの権利の尊重・擁護」や「子ども等の意見の反映」が記載されていません。必要と考えます (通常のパブリックコメント)</p>	<p>「子どもの権利の尊重」は、大変重要と捉えており、条例の前文及び第3条に記述しています。</p> <p>「子ども等の意見の反映」については、第3条第2号、第15条及び第16条第2項に規定しています。</p>
	<p>子ども一人ひとりの意見に耳を傾け、みんなが夢や希望に向かっていける社会にするというところが安心できた。</p> <p>子供のことをしっかり考えていることがいいと思いました。</p> <p>(子どもパブリックコメント)</p>	<p>賛成のご意見ありがとうございます。</p> <p>これからも条例の考え方は内容について、皆様に分かりやすくていねいにお伝えし、理解を深めていただき、子どもが健やかに成長し、幸せに暮らすことができるまちの実現に向けて、取組を進めてまいります。</p>

(3) 逐条解説資料等に今後反映するもの (一部抜粋)

項目	意見の概要	市の考え方
7条	<p>責務と役割について</p> <p>新潟県子ども条例に記載されている「民間団体の役割」の記述がありません。NPOや各種民間団体の役割は重要と考えます。</p> <p>(通常のパブリックコメント)</p>	<p>新潟県子ども条例に記載されている「民間団体の役割」は多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどを通じて、子どもの健やかな成長を支えるよう努めるものとして記述されています。</p> <p>市の条例では、子どもや子育てに関する支援を行うNPOや民間団体は、第2条と第7条に規定する育ち学ぶ施設に含まれております。逐条解説資料等に記載いたします。</p>

(4) 実施段階等で参考とするもの（一部抜粋）

項目	意見の概要	市の考え方
14条	<p>条例について、小学生には難しく意味が分からない。リーフレットを1ページ目につくり、イラストと分かりやすい言葉で作成してはどうか？（通常のパブリックコメント）</p>	<p>条例のこどもへの周知につきましては、イラストを活用したり、レイアウトや使用する表現も工夫して、条例の内容を分かりやすく伝えるためのこども向け資料を作成してまいります。</p> <p>ご意見につきましては、具体的な施策内容を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
全般	<p>具体的に、「親や学校の先生が子どもに対して、権威を悪用するかのごとく、上から目線で一言目から不機嫌なものの言い方をしてはならない。」ということも明示して欲しいです。</p> <p>（こどもパブリックコメント）</p>	<p>この条例には、こどもの権利を守るために大切にしなければならないことがたくさん書かれています。</p> <p>これらの内容について、様々な方法により、市民の皆様に広くお伝えし、保護者や学校の先生も含めて、新発田市で暮らすすべての人たちが関心を持ち、理解を深めていくことが重要であると考えています。</p> <p>ご意見については、具体的な取組を検討するときの参考にさせていただきます。</p>

(5) その他記述を変更しなかったもの

項目	意見の概要	市の考え方
全般	<p>制定後、この条例が果たしているのかの意見や要望の声を定期的に拾ってほしいと思います。（通常のパブリックコメント）</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>条例制定後に具体的な施策の取組について、計画を策定することとしており、計画策定過程におきましても、こどもや保護者等の意見を聴取していくこととしています。</p> <p>また、計画に基づく施策の実施状況等の公表については「子ども・子育て会議」（市の附属機関）において定期的に検証を行ってまいります。</p>

<p>新発田市を子供である私たちが暮らしやすく、安心できる場所にしようとしてくれているのがいいと思いました。</p> <p>(こどもパブリックコメント)</p>	<p>市、保護者、市民、育ち学施設の関係や及び事業者と協力しながら、様々な体験、学びや遊びの機会に触れることができる居場所づくりなどの取組を進め、こどもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p> <p>その一方で、目的や手段、予算などから、こどもの意見と異なる判断をすることがあると思います。その場合には丁寧に説明を行ってまいります。</p> <p>こどもたちの声をこれからも大切にして取組を進めてまいります。</p>
--	--